

# 「個人型確定拠出年金」について①

平成29年1月より、個人型確定拠出年金の加入対象が公務員にも拡大され、在職組合員の皆さまもご加入いただけるようになります。個人型確定拠出年金は、ご自身で掛金を積立てて老後資金を準備する「私的年金」の一種ですが、一般的な個人年金とは異なり、国がバックアップする大変有利な年金制度になっています。そこで今回は、個人型確定拠出年金の数あるメリットのうち、掛金の税制メリットについて説明します。

## Aさんの場合(43歳/男性)

- 税込み年収 680万円(月例給与+賞与)
- 扶養親族 子ども1人(高校2年生)
- 共済生活保険・民間のがん保険に加入  
年間の保険料 10万円
- 住宅ローン残高 1,000万円  
(3年前に契約)

《Aさんが負担する所得税と住民税を計算してみましょう》

**所得税** 課税所得 × 税率10%<sup>\*1</sup>  
 - 住宅ローン控除10万円 = 11万9,500円

**住民税** 課税所得 × 税率10% = 33万3,200円

(※1) 税率は課税所得によって変動します。

## ▼Aさんが、個人型確定拠出年金に加入し、年間14万4,000円を積立(拠出)すると…

積立額の100%  
14万4,000円が  
課税所得から控除されます。

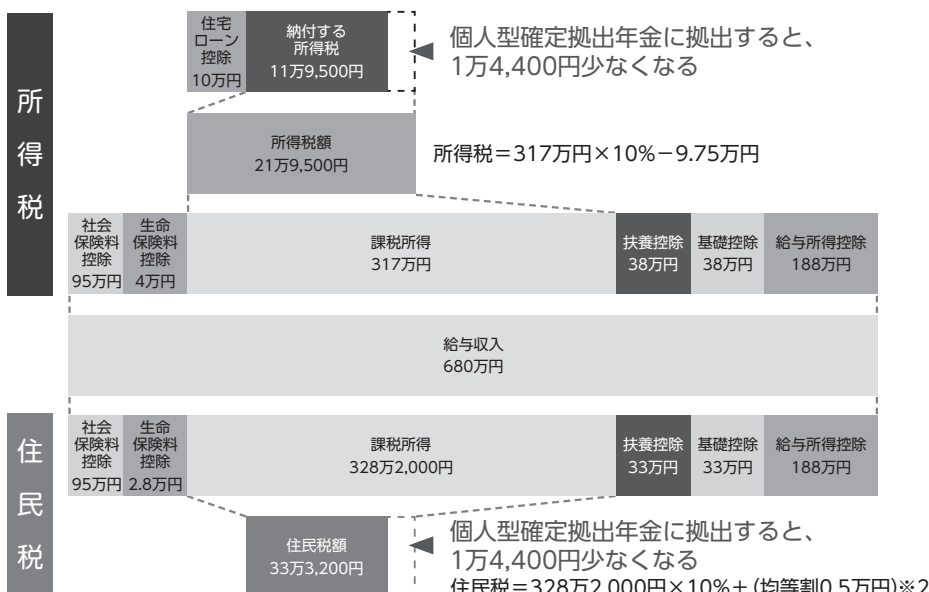
《軽減される納税額を計算してみましょう》

**所得税** 税率10%<sup>\*1</sup> 1万4,400円

**住民税** 税率10% 1万4,400円

合計2万8,800円が60歳まで毎年軽減されます。

(※1) 税率は課税所得によって変動します。



所得税、住民税ともに課税所得が14万4,000円少なくなります。課税の対象額が少なくなるので、その分税金の額も少なくなり、年間で2万8,800円もの節税となります。今後Aさんの年収が上がり、所得税率が高くなれば、同じ掛金額でも所得税の節税額はもっと大きくなります。



※2 住民税の一般的な計算方法は次のとおりです。年税額 = 所得割 + 均等割  
 所得割・均等割は自治体によって異なる場合があります。税額は概算です。

掛金をいくら積立てると税金がいくら安くなるかは、ご自身に適用される所得税率がわかれば、次の式で簡単に計算できます。

**所得税の節税額** → 年間掛金額 × 所得税率

**住民税の節税額** → 年間掛金額 × 10%



詳しくは、国民年金基金連合会または各金融機関等へお問い合わせください。